

「広報ながくて」をリニューアルしました！

問 情報課 ☎56-0601

「広報ながくて」は2017年1月に紙面をリニューアルしてから、6年が経過しました。市民のみなさんに伝えるべき情報を、よりわかりやすく伝える広報紙を目指して、デザインを一新しました。

▶ 優しい色使いを意識した「市民が携わっている事業」ページ

「市と市民の力で開催！」「市民の力で開催！」「みなさんの力を貸してください！」などは、親しみを感じられるよう優しく楽しい雰囲気デザインしました。

▶ ユニバーサルデザインを意識した「市からのお知らせ記事」ページ

「お知らせコーナー」「各種相談」「統計情報」などは、世代を問わず多くの人にわかりやすいようにはっきりとした色使いでデザインしました。

その他のページも内容に合わせてデザインし、より多くの人に市の施策などに関心を持ってもらえるような記事を作っていきます。



広報ながくてはスマートフォンアプリ「マチイロ」でも読むことができます！

※ダウンロード、利用ともに無料ですが、データをダウンロードする際の通信料は個人負担です。また、アプリ内の広告は長久手市とは関係ありません。 [ダウンロード方法など詳細はこちら▶](#)



NEWS 119 尾三消防



豊明市・日進市・みよし市・長久手市・東郷町を管轄する尾三消防本部からののお知らせです。



問 尾三消防本部（予防課） ☎0561-38-7236

🚒 なぜ住宅用火災警報器が必要な？

住宅用火災警報器は、万が一の火災発生時に煙や熱を感知して火災の発生を警報音で知らせてくれます。火災の発生に早期に気づけば、避難はもちろん、火災の初期段階で通報や消火ができ、被害を軽減することができます。

住宅用火災警報器は、火災予防条例で一般住宅などを対象に設置が義務づけられていますので、自身や家族、財産を守るためにも住宅用火災警報器を必ず設置してください。



☑️ 住宅用火災警報器の設置場所および点検

正しく設置されているかチェックをしましょう。また、作動不良を防ぐために、定期的に自主点検しましょう。

- 寝室（寝室として使用すれば、子ども部屋や和室なども対象。）
- 階段の上端（原則、2階以上に寝室がある場合に限る。）
- 台所（長久手市の一般住宅で、2018年3月31日までに新築された住宅を除く。）
- 点検（月に1回を目安に点検しましょう。）
- 使用年数（設置から10年以上の場合は交換しましょう。）

